

誤った労災保険請求手続きを行わないために
～災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の
種類・受理される書類の作成等を具体的にわかりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会

（一社）品川労働基準協会

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。災害が発生した際、状況に応じて迅速、かつ、内容に応じた請求書による手続きが求められることとなりますが、初期の対応を誤るとその後の事務処理が複雑になり、労災保険給付が遅れることもあります。労働基準監督署で労災保険請求手続きを行い、労災保険請求業務を熟知した元労災監察官から、具体的事例も踏まえ、災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の種類・受理される書類の作成等をわかりやすく解説いたします。

1 日 時 2026年2月5日（木）13：30～16：00 受付13：00～

2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）

3 講 師 高橋 健 氏（特定社会保険労務士、元労災監察官）

4 内 容 （1）労働災害発生後すみやかに確認する事項
（2）使用する保険・手続き
（3）請求書の種類の判断
（4）監督署に受理してもらい、スムーズに処理してもらうための書類作成の注意点
（5）平均賃金の算定 （6）その他（労働者死傷病報告等）



5 受講料 協会会員 5,500円 それ以外の方 7,700円

（品川労働基準協会は、消費税不課税事業者です）

6 定 員 30名（先着順）

7 申込方法等

- ① 申込：裏面「申込書」に記入し1月29日（木）までに品川労働基準協会あて Fax（03-6369-4522）して下さい。
- ② 受付：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者に Fax 返信いたします。
- ③ 振込：受講料は受講票到着後1月29日（木）までに次の銀行口座にお振込み下さい。
（振込手数料はご負担願います）

・銀行名： みずほ銀行 五反田支店 普通預金 2970474
三菱UFJ銀行 五反田支店 普通預金 0228757
・口座名義：シャ）シナガワロウドウキジュンキョウカイ

◆可能であれば振込人名の前に講習会月日をお付けください（例 0205 〇〇サンギョウ）

- ④ 受講取消：1月29日（木）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

8 問合先 品川労働基準協会 電話：03-5948-6845 FAX：03-6369-4522

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

